

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和3年度第1回登米市農業委員会総会																																																
開催日時	令和3年4月26日（月） 午後1時30分 開会 午後2時52分閉会																																																
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																
議長の名氏	高橋 清範 会長																																																
出席者（委員）の氏名	<table border="0"> <tr> <td>1番</td> <td>岩 淵 勉</td> <td>2番</td> <td>佐々木 子</td> <td>3番</td> <td>櫻 井 利 光</td> </tr> <tr> <td>4番</td> <td>菅 原 浩 之</td> <td>5番</td> <td>田 島 幹 雄</td> <td>6番</td> <td>阿 部 晃 徳</td> </tr> <tr> <td>7番</td> <td>柴 崎 専 一</td> <td>8番</td> <td>佐 藤 瑛 彦</td> <td>9番</td> <td>鈴 木 巖</td> </tr> <tr> <td>10番</td> <td>佐 藤 幸 治</td> <td>11番</td> <td>松 野 秀 郎</td> <td>12番</td> <td>阿 部 静 男</td> </tr> <tr> <td>13番</td> <td>鈴 木 泰 子</td> <td>14番</td> <td>浅 野 和 宏</td> <td>15番</td> <td>五 十 嵐 幸 喜</td> </tr> <tr> <td>16番</td> <td>尾 張 勝 二</td> <td>17番</td> <td>芳 村 忠 市</td> <td>18番</td> <td>三 塚 芳 毅</td> </tr> <tr> <td>19番</td> <td>芳 賀 秀 二</td> <td>20番</td> <td>小 野 寺 義 幸</td> <td>21番</td> <td>佐 藤 久 順</td> </tr> <tr> <td>22番</td> <td>上 野 栄 公</td> <td>23番</td> <td>門 馬 一 郎</td> <td>24番</td> <td>高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p>（は欠席委員、は遅参委員、は早退委員）</p>	1番	岩 淵 勉	2番	佐々木 子	3番	櫻 井 利 光	4番	菅 原 浩 之	5番	田 島 幹 雄	6番	阿 部 晃 徳	7番	柴 崎 専 一	8番	佐 藤 瑛 彦	9番	鈴 木 巖	10番	佐 藤 幸 治	11番	松 野 秀 郎	12番	阿 部 静 男	13番	鈴 木 泰 子	14番	浅 野 和 宏	15番	五 十 嵐 幸 喜	16番	尾 張 勝 二	17番	芳 村 忠 市	18番	三 塚 芳 毅	19番	芳 賀 秀 二	20番	小 野 寺 義 幸	21番	佐 藤 久 順	22番	上 野 栄 公	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範
1番	岩 淵 勉	2番	佐々木 子	3番	櫻 井 利 光																																												
4番	菅 原 浩 之	5番	田 島 幹 雄	6番	阿 部 晃 徳																																												
7番	柴 崎 専 一	8番	佐 藤 瑛 彦	9番	鈴 木 巖																																												
10番	佐 藤 幸 治	11番	松 野 秀 郎	12番	阿 部 静 男																																												
13番	鈴 木 泰 子	14番	浅 野 和 宏	15番	五 十 嵐 幸 喜																																												
16番	尾 張 勝 二	17番	芳 村 忠 市	18番	三 塚 芳 毅																																												
19番	芳 賀 秀 二	20番	小 野 寺 義 幸	21番	佐 藤 久 順																																												
22番	上 野 栄 公	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範																																												
事務局職員職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐藤 達也、局長補佐 小泉 一誠 農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主査 北浦 成仁、主査 石川 巖徳、 主事 安保 智、主事 千葉 隆瑛 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美</p>																																																
議 題	<p>報告第1号 令和2年度登米市農業委員会事業報告について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第3号 使用貸借権の合意解約について 報告第4号 農地の現状変更届出について 報告第5号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第4号 非農地証明願について 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第6号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第7号 空き家に付属した農地指定申請について</p>																																																
会議結果	<p>議案第1号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第2号 許可相当との意見を付すこととした。</p>																																																

会議結果	<p>議案第3号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第4号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第5号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第6号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第7号 原案のとおり決定した。</p>
会議の概要	下記のとおり
会議資料	<p>令和3年度登米市農業委員会第1回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案書 ・議案書説明資料 ・農地法第3条調査書 ・諸般の報告 ・報告第1号資料（令和2年度登米市農業委員会事業報告）
発言者	議題・発言・結果
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員の指名は会議規則第38条第2項の規定により、19番 芳賀 秀二 委員、20番 小野寺 義幸 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。本総会の会期を本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>《 異議なしの声あり 》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定しました。</p>
議長	<p>日程第3、「諸般の報告」を行います。諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>ここで、議案の説明についてお諮りします。新型コロナウイルス感染症対策のため、会議時間の短縮を図る必要があることから、議案の説明については、事前に資料を配付しており、進行番号順の個別の説明は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、進行番号順の個別の説明は省略することに、決</p>

	定しました。
議長	日程第4、報告第1号「令和2年度登米市農業委員会事業報告について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第1号「令和2年度登米市農業委員会事業報告について」を終わります。
議長	日程第5、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。
議長	日程第6、報告第3号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第3号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。
議長	日程第7、報告第4号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第4号「農地の現状変更届出について」を終わります。
議長	日程第8、報告第5号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題

議長	<p>とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第5号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第9、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号1番については、調査結果1となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人は新規就農者です。地元の知人から指導を受けながら管理、営農する予定です。基幹作業については作業委託するものの、今後、農業機械を購入し耕作する予定であり、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
6番委員	<p>6番 阿部 晃徳 委員</p>

6 番委員	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和3年4月20日、午後1時15分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第3条の進行番号1番について、別紙議案説明資料1ページから9ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、登米市迫町森地内の農地を、迫町に居住する譲渡人から、迫町に居住している譲受人が譲り受け、耕作を行うものです。</p> <p>譲受人は、新規就農です。基幹作業については作業委託し、知人の農業者から指導を受けながら管理、営農する予定であり、許可については妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和3年4月26日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 2番 佐々木 まき子 委員 3番 櫻井 利光 委員 6番 阿部 晃徳 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくこととしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。</p> <p>なお、進行番号12番、13番については、私が担当委員になっており、支障ありません。</p> <p>進行番号5番について、18番 三塚 芳毅 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号7番について、21番 佐藤 久順 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号14番について、19番 芳賀 秀二 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号16番、17番について、4番 菅原 浩之 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>

議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようです。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第1号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第10 議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>6番 阿部 晃徳 委員</p>
6番委員	<p>農地転用事業計画変更承認申請の進行番号1番については、別紙議案説明資料10ページから12ページに記載されているとおりです。 申請内容は、南方町地内でモデルハウスの新築を目的として許可されている事業の計画変更です。</p>

6 番委員	<p>当初の計画では、モデルハウスを新築する計画でありましたが、宣伝効果を高めるため隣地にモデルハウスを建築し、個人に売却した。その後、モデルハウスを建築しようとしたが、コロナウイルス感染症の影響により計画を保留しているところであった。</p> <p>今回、継承者が申請地に居宅を新築したいとのことで変更申請の申し出となりました。</p> <p>転用目的など、計画全般を変更するものですが、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和3年4月26日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 2番 佐々木 まき子 委員 3番 櫻井 利光 委員 6番 阿部 晃徳 委員</p>
議長	調査報告が終わりました。
議長	<p>これから議案第2号について質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで議案第2号の質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第2号を採決します。 お諮りします。 本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は承認相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第11、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を議題とします。</p>

議長	事務局から説明を求めます。
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る申請は、第5条申請が11件です。適用法令等を確認したところ、農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>6番 阿部 晃徳 委員</p>
6番委員	<p>農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に飲食店舗を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号2番、3番、7番については、別紙議案説明資料16ページから21ページ、31ページから33ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号4番、6番については、別紙議案説明資料22ページから24ページ、28ページから30ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号5番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅兼診療所を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当</p>

6 番委員	<p>との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 8 番については、別紙議案説明資料 34 ページから 36 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地において現在操業している営農型太陽光発電事業を継続するため、一時転用許可期間を更新するもので、農地区分としては、農用区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる一時的な転用であって、かつ、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 9 番については、別紙議案説明資料 37 ページから 39 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">令和 3 年 4 月 26 日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 2 番 佐々木 まき子 委員 3 番 櫻井 利光 委員 6 番 阿部 晃徳 委員</p>
議長	<p>次に、第 2 分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>9 番 鈴木 巖 委員</p>
9 番委員	<p>登米市農業委員会第 2 分科会に係る現地確認調査は、令和 3 年 4 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第 5 条の進行番号 10 番、11 番については、別紙議案説明資料 40 ページから 45 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、都市計画区域の用途地域内である第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">令和 3 年 4 月 26 日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 5 番 田島 幹雄 委員</p>

9 番委員	<p style="text-align: right;">9 番 鈴木 巖 委員 11 番 松野 秀郎 委員</p>
議長	調査報告が終わりました。
議長	これより、議案第 3 号について、質疑を行います。
議長	質疑はありませんか。
23 番委員	<p>進行番号 8 番の件ですが、議案第 1 号の農地法第 3 条の進行番号 10 番にも関連していると思いますけれども。シキミの栽培となっていますが、3 年間の契約の中でどれだけ収穫して出荷できるのか。その辺、何か県の意見などを参考にしたのか、その辺をお伺いしたいと思います。</p> <p>以前もシキミの部分で、収穫できなかったという経緯の案件があったと思うので、その辺、お伺いしたいと思います。</p>
事務局	<p>シキミにつきましては、営農型太陽光発電がされている下で栽培されております。シキミの収穫は 7 年目、8 年目から収穫されることとなっておりますので、現時点ではまだ収穫はされておられません。</p> <p>こちらにつきましては、昨年度の時点であまり生育がよろしくないという話もありました。そのため、県とバイテックエネスタ、そして私も入りまして、土質の改善や暗渠を作るということをお話しておりました。</p> <p>昨年度はそのようなことをやっておきまして、ある程度の改善が見込まれたという話を受けております。</p> <p>それに伴い、県とバイテックエネスタが話し合いを持ちまして、今回、再度更新という形になっております。</p> <p>ただ、現地を見ますとやはり、順調に生育していない個所もありますので、そこに関しましては、引き続き改善することを県と共にバイテックさんには話をしております。</p>
議長	委員さん、よろしいですか。
23 番委員	そういう指導等があるというのであれば、今後なお一層努力していただいて、良い方向に行くようお願いしたいと思います。
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>

議長	<p>これから議案第3号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第12、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われま す。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第4号を採決します。 お諮りします。 本案は願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第4号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>

議長	<p>日程第 13、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>本案件については、所有権移転が 16 件、利用権設定が 23 件、一括方式が 27 件となっております。</p> <p>所有権移転の進行番号 12 番が、11 番 松野 秀郎 委員に、利用権設定の進行番号 10 番が、7 番 柴崎 専一 委員に、一括方式の 13 番、16 番、18 番及び 19 番が 17 番 芳村 忠市 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。</p> <p>したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p>
議長	<p>はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 3 番、4 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 11 番 松野 秀郎 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、11 番 松野 秀郎 委員の退場を求めます。</p>
	<p style="text-align: center;">《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">《事務局説明》</p> <p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第 5 号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 3 番、4 番について、質疑を行います。</p>

議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
事務局	<p>これから議案第5号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号12番を採決します。</p> <p>お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転の進行番号12番は原案のとおり決定しました。</p> <p>11番 松野 秀郎 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号10番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 7番 柴崎 専一 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、7番 柴崎 専一 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>

議長	<p>これより議案第5号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号10番について、質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第5号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号10番を採決します。</p> <p>お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号10番は原案のとおり決定しました。</p> <p>7番 柴崎 専一 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」、一括方式の進行番号13番、16番、18番及び19番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 17番 芳村 忠市 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、17番 芳村 忠市 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると思われます。</p>

事務局	以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	これより議案第5号の「委員に関する案件」、一括方式の進行番号13番、16番、18番及び19番について、質疑を行います。
議長	質疑はありませんか。 《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第5号の「委員に関する案件」、一括方式の進行番号13番、16番、18番及び19番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の一括方式の進行番号13番、16番、18番及び19番は原案のとおり決定しました。 17番 芳村 忠市 委員 の入場を許可します。 《着席を確認》
議長	次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。

議長	<p>これより「委員に関する以外の案件」について質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第5号の「委員に関する以外の案件」について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第14、議案第6号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>本案件については、27件の非農地判断となっております。</p> <p>進行番号19番が、11番 松野 秀郎 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。</p> <p>したがって、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p>
議長	<p>はじめに、「委員に関する案件」、進行番号19番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 11番 松野 秀郎 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、11番 松野 秀郎 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>

議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>この案件につきましては、令和2年度の農地利用状況調査で6判定（山林原野化）と判定された農地を、さらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。</p> <p>非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。以上で説明を終わります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第6号の「委員に関する案件」、進行番号19番について、質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第6号の「委員に関する案件」、進行番号19番を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」の進行番号19番は原案のとおり非農地として決定することにいたしました。</p> <p>11番 松野 秀郎 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に議案第6号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」の「委員に</p>

議長	<p>関する以外の案件」について審議に入ります。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>この案件につきましては、令和2年度の農地利用状況調査で6判定（山林原野化）と判定された農地を、さらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。</p> <p>非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第6号の「委員に関する以外の案件」について質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第6号の「農用地利用状況調査に伴う非農地判断について」の「委員に関する以外の案件」を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」の「委員に関する以外の案件」は原案のとおり非農地として決定にいたしました。</p>
議長	<p>日程第15、議案第7号「空き家に付属した農地指定申請について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>

事務局	<p>この案件につきましては、農地指定申請時に提出された添付書類、農地台帳、申請人からの聞き取り等で適用の要件を確認したところ、空き家及び空き家に付属した農地の所有者が同一であります。また、都市計画法第8条に規定する用途地域ではなく、利用権の設定もされておられません。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>9番 鈴木 巖 委員。</p>
9番委員	<p>空き家に付属した農地指定申請の進行番号1番については、別紙費案説明資料50ページから51ページに記載しているとおりです。</p> <p>申請内容は、空き家情報バンクに登録された空き家に付属した農地の指定を行うものです。</p> <p>この申請は、空き家及び空き家に付属した農地の所有者が同一で、担い手の農地集積・集約化に支障ありません。また、都市計画法第8条に規定する用途地域ではなく、利用権の設定もされておらず、非農地認定も可能ではないと思われることから、指定は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。 令和3年4月26日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 5番 田島 幹雄 委員 9番 鈴木 巖 委員 11番 松野 秀郎 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p>
議長	<p>これから議案第7号について、質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第7号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>

議長	<p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第7号「空き家に付属した農地指定申請について」は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。</p>
議長	<p>会議を閉じます。令和3年度第1回登米市農業委員会総会を閉会します。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和3年4月26日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 19番 芳賀 秀二

議事録署名人 20番 小野寺 義幸